

岡山県合同輸血療法委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、岡山県合同輸血療法委員会（以下「委員会」）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、血液製剤が一般の医薬品とは異なり、ヒトの血液から製造される有限で貴重かつ一定の危険性の内在するものであることから、血液製剤の安全、適正かつ効果的な使用のより一層の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 血液製剤の安全、適正かつ効果的な使用について協議する。
- (2) 血液製剤の管理体制、及び使用状況等調査による分析を行う。
- (3) 輸血療法や血液製剤使用適正化に関する講演会等を開催する。
- (4) その他目的達成に必要な事業を行う。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 赤血球製剤の供給量上位20医療機関の輸血療法委員会委員長等
- (2) 岡山県赤十字血液センター職員
- (3) 岡山県の血液行政関係職員
- (4) その他必要と認める者

2 対象とする医療機関については、2年を目途に適宜見直しを行う。

(役員)

第5条 委員会に役員として委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、会を代表し、必要に応じて会議を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、在任途中で選任された者の任期は、前任者の残存期間とする。

(顧問)

第6条 委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、公益社団法人岡山県医師会、一般社団法人岡山県病院協会、一般社団法人岡山県薬剤師会、公益社団法人岡山県看護協会及び一般社団法人岡山県臨床検査技師会から推

薦された者とする。

3 顧問は委員会の運営に関する助言や、所属団体への周知に配慮する。

4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部会)

第7条 委員会は、その所掌事項に係る専門的事項を協議するため部会を置くことができる。

2 部会に属する者は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する者のうちから互選する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 部会の運営、その他に関して必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、岡山県保健医療部医薬安全課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮詢して別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。